

国土交通省への報告資料

マツダ株式会社は、国土交通省より要請のあった「型式指定に関する業務等の改善について(指導)」(平成30年12月5日付 国自審第1513号)にて、2018年8月に公表した国土交通省への報告資料に記載した再発防止策およびその他の当社が取り組んでいる対応に関し、別添のとおり、令和元年度第3四半期以降の状況を国土交通省にご報告しました。

2020年4月16日
マツダ株式会社

1. 排出ガス中に含まれる粒子状物質（PM）の自動計測システムの導入状況について

前回報告「2」で報告して以降、導入に向けた活動を進め、排出ガス中に含まれる粒子状物質（PM）の自動計測システム（以下「PM自動計測システム」といいます）の運用を令和2年2月24日より開始いたしました。

PM自動計測システムは、車台番号と関連付けされた測定フィルタを自動秤量室内のロボットに挿入し、ロボットによる自動計測を行い、測定されたデータを自動的に保存するシステムとしており、粒子状物質（PM）の測定からデータの保存までを自動で行えることとなりました。また、秤量室内の温度、湿度及びソーク時間などの計測条件についても、その測定からデータの保管までを自動で行うことといたしました。

ただし、検査時の測定フィルタと車台番号の関連付けは、人による作業が必要になるため、作業ミスを生じさせないよう作業手順書を整備し、確認の記録を残すことを継続することとしています。

なお、PM自動計測システムで測定したデータを自動判定システムで判定しますが、自動判定システムへの測定データの入力、人による作業が必要になるため、この作業についても作業手順書を整備し、確認の記録を残すことを継続することとしています。

2. 最後に

以上、ご報告いたしましたとおり、PM自動計測システムの運用を開始したことにより、平成31年1月29日に報告いたしました再発防止策については、全ての実施が完了いたしました。

当社は、今後も、お客様の安心と安全を担保するための品質保証体制を維持、向上するとともに、規範意識を高め、法令に則った事業を継続してまいります。

また、今回の燃費及び排出ガスの検査データの不適切な取扱いから得られた教訓を、今後も風化させることなく次世代へ確実に受け継いでまいります。

以上